

○小矢部市空き家・空き地情報バンク活用促進事業助成金交付要綱

平成26年12月26日告示第81号

改正

平成30年3月30日告示第50号

令和3年12月24日告示第103号

令和5年3月31日告示第47号

令和6年3月29日告示第98号

小矢部市空き家・空き地情報バンク活用促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小矢部市補助金等交付規則（昭和43年小矢部市規則第5号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、小矢部市空き家・空き地情報バンク活用促進事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 小矢部市空き家・空き地情報バンク設置要綱（平成20年小矢部市告示第16号。以下「設置要綱」という。）第4条第2項の登録台帳に登録されている建物をいう。ただし、社宅、社員寮及びアパートとして使用する建物を除く。
- (2) 空き家バンク 設置要綱第2条第2号に規定するシステムをいう。
- (3) 所有者 設置要綱第2条第3号に規定する者をいう。
- (4) 賃借者 設置要綱第5条に規定する情報利用の登録が完了した者のうち、所有者と空き家に係る賃貸借契約を締結した者をいう。
- (5) 購入者 設置要綱第5条に規定する情報利用の登録が完了した者のうち、所有者と空き家に係る売買契約を締結した者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、所有者、賃借者又は購入者であって、次に掲げる要件全てを満たす者であること。

- (1) 宅地建物取引法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者に該当しない者
- (2) 助成対象者及びその属する世帯全員が市税等（国民健康保険税を含む。以下同

じ。)を滞納していない者

(3) 結婚新生活支援事業補助金を受給していない者

(助成の種類)

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる助成の種類は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 賃貸借促進助成金 空き家バンクに登録された空き家の賃貸借を目的として、賃借者と賃貸借期間を1年以上とする契約を締結した所有者及びその建物の賃借者に交付する助成金をいう。

(2) 住宅売却促進助成金 空き家バンクに登録された建物の売却を目的として、購入者と売買契約を締結した所有者及びその建物の購入者に交付する助成金をいう。

(3) 家財道具等処分費助成金 空き家バンクへの登録を目的として、空き家の家財道具等を片付け、当該建物の売買契約を締結した所有者に交付する助成金をいう。

(助成金額)

第5条 前条に規定する助成金の額は別表第1のとおりとし、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

2 別表により得た額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表第1により、遅滞なく小矢部市空き家・空き地情報バンク活用促進事業助成金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に助成金の種類に応じて別表第2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、当該申請の内容を審査し、助成の要件を満たしていると認めたときは助成金の交付決定及び額の確定を行い、速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による申請を受理した後、助成金の要件を満たしていないと認めたときは、小矢部市空き家・空き地情報バンク活用促進事業助成金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

3 市長は、助成金の交付決定及び額の確定を行うときは、賃借者及び購入者等の居住の実態等について必要な調査をすることができる。

(助成金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による助成金の交付額の確定後、速やかに交付決定者に助成金を交付するものとする。

(決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第7条第1項による交付決定を取り消し、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年1月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の小矢部市空き家・空き地情報バンク活用促進事業助成金交付要綱の規定は、令和6年4月1日以後の契約に係る助成金の交付について適用し、同日前の契約に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

別表第 1 (第 5 条及び第 6 条関係)

助成金の種類	対象者	対象経費	助成率	助成限度額	助成回数	申請時期
賃貸借促進助成金	所有者	空き家の賃料（1年間の賃料相当額）	対象経費の5分の1以内	50,000円	同一物件に対し1回限り	賃貸借契約が成立した後に、賃借者が空き家で居住を開始してから居住を中断することなく1年を経過し、かつ、賃料の受領を終えたとき
	賃借者	空き家の賃料（1年間の賃料相当額）から職場等からの家賃補助等を控除した額		100,000円	1回限り	賃貸借契約が成立した後に、賃借者が空き家に住民基本台帳登録をし、居住を開始してから居住を中断することなく1年を経過し、かつ、賃料の支払を終えたとき

住宅売却 促進助成 金	所有者	建物の売 買代金	対象経費 の10分の 1以内	50,000円	同一物件 に対し1 回限り	購入契約が成 立した後に、 購入代金の受 領を終えたと き
	購入者			100,000円		購入契約が成 立した後に、 購入者が当該 空き家に住民 基本台帳登録 をし、居住を 開始し、かつ、購入代金 の支払を終え たとき
家財道具 等処分費 助成金	所有者	空き家バ ンクに登 録された 物件の家 財道具等 の片付け 費用	対象経費 の2分の 1以内	100,000円	同一物件 に対し1 回限り	購入契約が成 立した後に、 購入代金の受 領を終えたと き

別表第2（第6条関係）

助成金の種類	添付書類
賃貸借促進助成 金	(1) 空き家の賃貸借契約書の写し (2) 1年間の賃料の支払又は受領が分かる書類 (3) 納税状況の調査を認める同意書（様式第2号）

	(4) 居住状況の調査に関する承諾書（様式第3号）（賃借者の場合に限る。） (5) その他市長が必要と認める書類
住宅売却促進助成金	(1) 空き家の売買契約書の写し (2) 納税状況の調査を認める同意書（様式第2号） (3) 売買代金の支払又は受領が分かる書類 (4) 居住状況の調査に関する承諾書（様式第3号）（購入者の場合に限る。） (5) その他市長が必要と認める書類
家財道具等処分費助成金	(1) 空き家の売買契約書の写し (2) 納税状況の調査を認める同意書（様式第2号） (3) 片付け内容明細書 (4) 片付け写真（片付け前、片付け後の写真） (5) 片付けに係る代金の領収書の写し (6) その他市長が必要と認める書類

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

小矢部市空き家・空き地情報バンク活用促進事業助成金交付申請書
（賃貸借促進助成金・住宅売却促進助成金・家財道具等処分費助成金）

（宛先）小矢部市長

申請者 住 所
氏 名
電 話

小矢部市空き家・空き地情報バンク活用促進事業助成金の交付を受けたいので、小矢部市
空き家・空き地情報バンク活用促進事業助成金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり
申請します。

申請物件地名・地番	小矢部市
対象の助成金	☐ 賃貸借促進助成金 ☐ 所有者 ☐ 賃借者 ☐ 住宅売却促進助成金 ☐ 所有者 ☐ 購入者 ☐ 家財道具等処分費助成金
交付申請額	金 円

振込口座

金融機関等 の名称	銀行・金庫 支店 農協 支所		
預金種目	普通・当座	口座番号	
（フリガナ） 口座名義			

添付書類

賃貸借促進助成金の申請者 ☐ 空き家の賃貸借契約書の写し ☐ 1年間の賃料の受領が分かる書類 ☐ 納税状況の調査を認める同意書 ☐ 居住状況の調査に関する承諾書（賃借者の場合に限る。） ☐ その他市長が必要と認める書類	住宅売却促進助成金の申請者 ☐ 空き家の売買契約書の写し ☐ 納税状況の調査を認める同意書 ☐ 売買代金の支払又は受領が分かる書類 ☐ 居住状況の調査に関する承諾書（購入者の場合に限る。） ☐ その他市長が必要と認める書類
家財道具等処分費助成金 ☐ 空き家の売買契約書の写し ☐ 納税状況の調査を認める同意書 ☐ 片付け内容明細書 ☐ 片付け写真（片付け前、片付け後の写真） ☐ 片付けに係る代金の領収書の写し ☐ その他市長が必要と認める書類	

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）小矢部市長

申請者

住所

氏名

納税状況の調査を認める同意書

小矢部市空き家・空き地情報バンク活用促進事業助成金の交付に当たり、私と私の世帯員等の市税等の納税状況を関係機関から報告を求めることに同意します。

区 分	住 所	氏 名
世帯員		
世帯員		
世帯員		
世帯員		
世帯員		
世帯員		
世帯員		

※同居する世帯員全員について記入してください。氏名欄は署名をお願いします。なお、未成年等やむを得ない理由で自署することが困難な場合は代理人による記入をお願いします。

※市税等とは、市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいいます。

※同意書の提出がない場合、完納証明書等を提出する必要があります。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）小矢部市長

賃借者・購入者（いずれかに○を付けてください。）

住所

氏名

居住状況の調査に関する承諾書

小矢部市空き家・空き地情報バンク活用促進事業助成金の交付に当たり、私と私の世帯員の居住状況について関係機関から報告を求めることを承諾します。

区 分	住 所	氏 名
世帯員		
世帯員		
世帯員		
世帯員		
世帯員		
世帯員		
世帯員		

※同居する世帯員全員について記入してください。氏名欄は署名をお願いします。なお、未成年等やむを得ない理由で自署することが困難な場合は代理人による記入をお願いします。

※承諾書の提出がない場合、賃借者又は購入者の住民票を提出する必要があります。